

通商産業省令第四百八号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令のように定める。

平成十二年十二月二十七日

通商産業大臣 平沼 赳夫

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第三号中「二〇平方メートル未満」を「〇・一五平方メートル超二〇平方メートル未満」に改める。

第六条第一号八（一）中「三、五〇〇メガ演算」を「六、五〇〇メガ演算」に改める。

第七条第三号中「イからハまで」を「イからチまで」に、「トからリまで」を「リからルまで」に改め、同号口中「六、五〇〇メガ演算」を「七五、〇〇〇メガ演算」に改め、同号中リをルとし、チをヌとし、トをリとし、ヘをチとし、ホをトとし、同号二中「グラフィック用の処理機能を有するもの」を「グラフィックアクセラレータ」に、「三、〇〇〇、〇〇〇ベクトル」を「二〇〇、〇〇〇、〇〇〇ベクトル」に改め、同号ニを同号ヘとし、同号八中「六、五〇〇メガ演算」を「七五、〇〇〇メガ演算」に改め、同号八を同号ニとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ デジタル電子計算機の機能を向上するように設計した部分品であつて、計算要素を集合させることにより、複合理論性能が一秒につき二八、メガ演算超七五、メガ演算以下になるもの

第七条第三号口の次に次のように加える。

ハ デジタル電子計算機であつて、複合理論性能が一秒につき二八、メガ演算超七五、メガ演算以下のもの

第十四条第四号イ及び口中「一〇、〇〇〇メガ演算」を「一五〇、〇〇〇メガ演算」に改める。

第二十条第一項第一号及び第三号中「八」を「二」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。